

# 令和7年度 広島市介護サービス事業者 集団指導

## ＜各サービス個別＞ 通所系サービス

広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

## 注意事項

1. 本講義は、「各サービス個別」編です。「全サービス共通」編も必ずご確認ください。
2. 集団指導は、介護保険法の規定に基づき行われる「行政指導」です。  
受講確認を行いますので、**受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和7年度広島市介護サービス事業者集団指導（ページ番号：1047189）」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日〆切）**  
なお、動画での受講が困難な方は、研修資料を確認の上、**郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日必着）**

## 次第

---

1. 令和7年度の運営指導における指摘事項等について
2. 介護報酬の算定に係るQ&Aについて（広島市版）

令和7年度の運営指導における指摘事項等について

## 運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

衛生管理等

(3). 指摘内容

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていなかった。感染症の予防及びまん延の防止のための必要な措置を講じること。

## 運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

衛生管理等

(3). 指摘内容

感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練が実施されていなかった。介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

## 運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

虐待の防止

(3). 指摘内容

虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催状況が分かる議事録等が保存されていなかった。虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催した際には、議事録等を作成し、その結果について、従業員等に周知徹底すること。

## 運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

業務継続計画の策定等

(3). 指摘内容

必要な研修及び訓練が実施されていなかった。従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施し、概要がわかるように明確に記録に残すこと。

必要な措置 基準	策定等	委員会の開催	研修実施	訓練実施
業務継続計画 (BCP)の策定等	感染症に係るBCP 災害に係るBCP	—	年1回以上	年1回以上
衛生管理等	感染症の予防及びまん延の 防止のための指針	概ね6月に 1回以上	年1回以上	年1回以上
虐待の防止	虐待の防止のための指針	年1回以上	年1回以上	—

## 1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進①

### 概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
  - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

### 基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
  - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

## 1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

### 単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>  
なし



<改定後>

**身体拘束廃止未実施減算** 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 **(新設)**

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

### 算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

## 運営基準

### (1). サービス種別

共通

### (2). 項目

サービスの提供の記録

### (3). 指摘内容

サービス提供の記録の作成漏れや記入誤りのある事例が認められた。記録は介護給付費の請求の根拠となるため、作成漏れや記入誤りがないよう正しく作成すること。

## 運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

勤務体制の確保等

(3). 指摘内容

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていなかった。必要な措置を講じること。

## 運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

勤務体制の確保等

(3). 指摘内容

入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、採用後1年以内に認知症介護基礎研修を受講しなければならないが、受講していない者が認められた。当該研修を受講させるために必要な措置を講ずること。

## 運営基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

内容及び手続の説明及び同意

(3). 指摘内容

重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（※実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況等）について記載されていなかった。サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し重要事項の説明を行う際には、提供するサービスの第三者評価の実施状況についても説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

## 運営基準

(1). サービス種別

共通（地域密着型サービス）

(2). 項目

地域との連携等

(3). 指摘内容

運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けていない事例が認められた。利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

## 運営基準

(1). サービス種別

通所介護

(2). 項目

通所介護計画書の作成

(3). 指摘内容

通所介護計画が居宅サービス計画に沿った内容となっていない事例が認められた。通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画に沿った内容とすること。また、利用者の心身の状況等を踏まえて作成すること。

## 報酬基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

基本報酬

(3). 指摘内容

記録上のサービス提供内容と、実際に請求した基本報酬の区分に相違がある事例が認められた。基本報酬は、適正に算定を行うこと。

## 報酬基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

高齢者虐待防止措置未実施減算

(3). 指摘内容

事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、虐待の防止のための指針の整備、高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の設置について、必要な措置を講じていない事例が認められた。速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。

また、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。

## 報酬基準

(1). サービス種別

共通

(2). 項目

身体拘束廃止未実施減算

(3). 指摘内容

身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行っていない事例及び事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、定期的な研修の実施について、必要な措置が講じられていない事例が認められた。速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告すること。

また、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数から減算すること。

## 報酬基準

(1). サービス種別

(地域密着型)通所介護

(2). 項目

個別機能訓練加算

(3). 指摘内容

機能訓練指導員が直接機能訓練を実施していない日に当該加算を算定している事例が認められた。当該加算は、機能訓練指導員から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみを算定対象とすること。

## 報酬基準

(1). サービス種別

(地域密着型)通所介護

(2). 項目

個別機能訓練加算

(3). 指摘内容

機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問したことが確認できず、また、個別機能訓練開始時に個別機能訓練計画書が作成されていない事例が認められた。個別機能訓練計画の作成にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で作成すること。また、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認すること。

# 報酬基準

## (1). サービス種別

(地域密着型及び認知症対応型) 通所介護

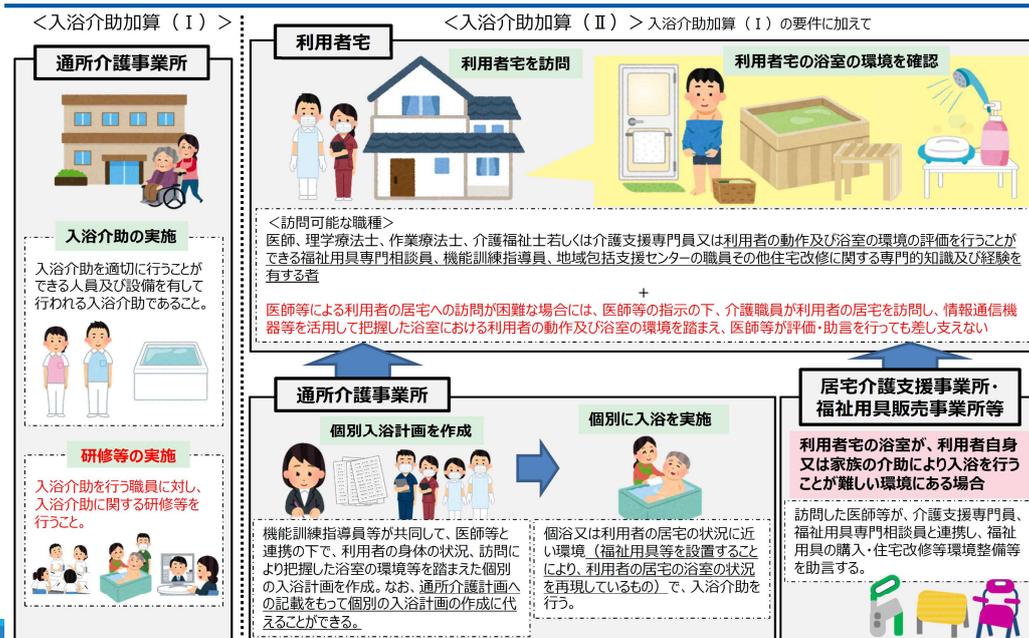
## (2). 項目

入浴介助加算

## (3). 指摘内容

入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行っているが、研修を実施した記録が作成されていなかった。研修実施後は、研修記録を作成すること。

### 2. (2) ① 通所介護等における入浴介助加算の見直し②



※ 黒字下線部 → 留意事項通知やQ&Aで示している内容を告示に明記した部分。 赤字 → 新規追加部分。

## 介護保険法

(1). サービス種別

通所リハビリテーション

(2). 項目

リハビリテーションマネジメント加算

(3). 指摘内容

リハビリテーション会議を行っていないにもかかわらず当該加算を算定している事例が認められた。当該加算は、リハビリテーション会議の開催の他、要件を満たした上で算定すること。

## 介護保険法

(1). サービス種別

全サービス

(2). 項目

人格尊重義務違反

(3). 指摘内容

事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならないにも関わらず、高齢者虐待を行っていた事案が見受けられた。再発防止策を講じること。

## 介護報酬の算定に係るQ&Aについて (広島市版)

### (1). サービス種別

看護小規模多機能型居宅介護

### (2). 項目

認知症加算

### (3). 質問

認知症加算（Ⅲ）の要件について、介護度の決まりはないのか。

認知症加算（Ⅳ）の介護度の要件について、要介護2である者しか算定できないのか。

### (4). 回答

認知症加算（Ⅲ）を算定するにあたっては、介護度の決まりはありません。

認知症加算（Ⅳ）の介護度の要件に関しては、要介護2の利用者のみ算定可能です。

(1). サービス種別

通所介護（※地域密着通所介護、認知症対応型通所介護も同様）

(2). 項目

入浴介助加算

(3). 質問

当該加算の算定要件である、入浴介助に関する研修の記録は残す必要があるか、また、研修の頻度は定められているか。

(4). 回答

研修は算定要件の一つとなっているため、研修を受けた記録（研修資料や報告書等の受講したことが確認できるもの）を残してください。

具体的な研修内容については、「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.1）（令和6年3月15日）」問60を参照ください。

(1). サービス種別

介護予防通所リハビリテーション

(2). 項目

送迎

(3). 質問

介護予防通所リハビリテーションで送迎減算を算定する必要があるか。

(4). 回答

送迎減算は、総合事業の通所型サービスでは新設されましたが、介護予防通所リハビリテーションでは定められていないため、減算は適用されません。

## 5. ⑤ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

### 概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、療養通所介護】

- 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。【Q&A発出】

### 算定要件等

(送迎の範囲について)

- 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

(他介護事業所利用者との同乗について)

- 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

(障害福祉サービス利用者との同乗について)

- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。  
※ なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内の事業所とする。

### (1). サービス種別

通所リハビリテーション

### (2). 項目

短期集中個別リハビリテーション実施加算

### (3). 質問

- ①認定日とはいつを指すのか。
- ②要支援から要介護になった場合は算定できるのか。

### (4). 回答

- ①介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定の効力が生じた日（当該利用者が新たに要介護認定を受けた場合に限る。）です。
- ②算定可能です。

(1). サービス種別

通所リハビリテーション

(2). 項目

リハビリテーションマネジメント加算

(3). 質問

同意を得た日の属する月から6月の途中で事業所を変更した場合、新たに別事業所で6月間、イ(1)、ロ(1)、ハ(1)の加算を算定することは可能か。

(4). 回答

変更後の事業所が、新たに継続的な管理を行うための加算の要件を満たすのであれば、算定は可能です。

## 5. ① 「書面掲示」規制の見直し

### 概要

【全サービス】

○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

（※令和7年度から義務付け）

### 3. (2) ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

#### 概要

【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

以上で「各サービス個別」編の講義は終了です。

- 「全サービス共通」編をご覧になってない方は、必ずご確認下さい。
- 「全サービス共通」編、「各サービス個別」編を受講後は、忘れずに本市ホームページ「令和7年度広島市介護サービス事業者集団指導（ページ番号：1047189）」から「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日〆切）
- 動画による受講が困難で資料により、「全サービス」編、「各サービス個別」編の確認を行った方は、郵送又はFAXにて、「受講完了報告書」をご提出下さい。（令和8年3月23日必着）